

# 毎月勤労統計調査地方調査の説明

## 1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計であって、常用労働者を5人以上雇用する事業所の常用労働者についての賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

## 2 調査の対象

この調査は日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品販賣業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する民営、官営及び公営の事業所のうち厚生労働大臣の指定する約580事業所について調査を行っている。

## 3 調査の方法

事業所規模30人以上の事業所（第一種事業所）については、事業主が調査票を記入して提出する方式（郵送による通信調査方式）により調査を行い、事業所規模5～29人の事業所（第二種事業所）については、統計調査員が調査事業所の事業主に対して質問し、調査票を作成するという方式（実地他計方式）により、調査を行っている。

## 4 調査事項の定義

### (1) 現金給与額

現金給与額とは、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の総額のことである。

#### 「きまつて支給する給与」

労働契約、団体協約あるいは、事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与（例月算定される諸手当も含む。）であって、「超過労働給与」を含む。以下、「定期給与」とする。

#### 「所定内給与」

「定期給与」から「超過労働給与」を除いたものをいう。

#### 「超過労働給与」

所定の労働時間を超える労働（時間外労働）や休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

#### 「特別に支払われた給与」

- ① 労働契約、就業規則等の定めにより支給される賞与及び期末手当
- ② 労働契約、就業規則等によらないで、一時的または突発的理由に基づいて支払われる給与
- ③ 3ヶ月を超える期間で算定される給与、支給事由の発生が不確実なもの、ベースアップ等が行われた場合の差額追給分などをいう。以下、「特別給与」とする。

#### 「現金給与総額」

「定期給与」と「特別給与」の合計額である。

### (2) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は給与が支給されると否とにかかわらず除かれるが鉱業の坑内夫の休憩時間や、いわゆる手待ち時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

### 「所定内労働時間数」

事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数のことである。

### 「所定外労働時間数」

所定内労働時間以外の早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

### 「総実労働時間数」

「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計である。

## (3) 出 勤 日 数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。事業所に出勤しない日は有給であっても出勤日としないが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日とする。

## (4) 常 用 労 働 者

常用労働者とは、次のうちいづれかに該当する労働者のことである。

- ① 期間を定めずに雇われている者
- ② 1ヵ月以上の期間を定めて雇われている者

### 「パートタイム労働者」

常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者のいづれかに該当する者のことである。

### 「一般労働者」

常用労働者から「パートタイム労働者」を除いた者のことである。

## 5 調査結果の算定方法

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告をもとにして本県の常用労働者5人以上のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものである。

## 6 集計産業の補足

平成22年1月分からの新産業分類での結果公表に伴い、第10表～第12表の集計産業項目が一部変更となった。

産業大分類及び中分類以外の集計産業について、平成21年12月以前のデータと比較できるよう、以下の一括区分、特掲産業区分を設定した。（　）内は平成21年12月分以前の区分

ES1 E一括分1……E13「家具・装備品」，E14「パルプ・紙」，E16.17「化学、石油・石炭」，  
E18「プラスチック製品」，E19「ゴム製品」，E22「鉄鋼業」，E23「非鉄金属」，  
E27「業務用機械器具」，E31「輸送用機械器具」………(F一括分1)

ES2 E一括分2……E25「はん用機械器具」，E26「生産用機械器具」………(F26)

MS M一括分……M76「飲食店」，M77「持ち帰り・配達飲食サービス業」

PS P一括分……P84「保健衛生」，P85「社会保険・社会福祉・介護事業」

RS R一括分……R88「廃棄物処理業」，R89.90「自動車整備業、機械等修理業」，R93「政治・  
経済・文化団体」，R94「宗教」，R95「その他のサービス業」

TK1 特掲産業1……L72「専門サービス業（他に分類されないもの）」，L74「技術サービス業（他に分類  
されないもの）」………(Q80)

TK2 特掲産業2……N80「娯楽業」………(Q84)

TK3 特掲産業3……R89.90「自動車整備業、機械等修理業」………(Q86,87)

TK4 特掲産業4……N78「洗濯・理容・美容・浴場業」，N79「その他の生活関連サービス業」  
………(Q一括分1)